

東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務

(2) 業務の目的

近隣の海水浴場との差別化、観光客の増加を図るため日本各地で注目を集めている海上アスレチックを白浜海水浴場に導入する。

(3) 業務の内容

別添「東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約の日から令和7年3月31日(月)まで。

但し業務期間内の納品が困難な場合は協議の上、業務期間を延長することとする。

2 見積限度額

16,420千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 審査委員会の設置

別途定める「東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき「東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定する。

製作業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者は東洋町役場と企画提案の内容をもとにして、業務履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行い、この交渉が整ったときに随意契約の手続きに進む。交渉が14日以内に整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて東洋町役場と交渉を行うものとする。

5 資格要件

- (1) 地方自治体法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去5年以内に同種、類似の業務実績があること。

(3) 本社及び営業所等が国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

6 質疑と回答

質疑は、令和7年1月17日（金）17時までに、質疑書（様式1）により、FAX又は電子メールで受け付ける。なお、いずれの場合も電話により受信を確認すること。

質疑と回答の内容は、令和7年1月24日（金）までにFAX又は電子メールで通知するものとする。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭等での問い合わせや受付期間以外の質疑は受け付けない。

7 参加申込資格審査

プロポーザルへの参加を予定している者から、下表の参加申込書類一式の提出をもって受け付けることとする。

【参加申込書類一式】

	書類の名称	規格	部数
1	参加申込書（様式2）	A4縦	紙 正1部
2	法人概要書（様式3） ※必要に応じて別添書類の添付も可	A4縦 ※別添は自由	紙 正1部
3	総括責任者経歴書（様式4）	A4縦	紙 正1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵送又は配達証明に限る）

② 提出期限

令和7年1月31日（金） 17時（必着）

③ 提出先

〒781-7414 高知県安芸郡東洋町大字生見758の3
東洋町役場 総務課企画調整室

(2) 資格要件の確認

東洋町役場において、申込者から提出のあった参加申込書一式を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年2月7日（金）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知を

した日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により東洋町長に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができる。

②町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

8 企画提案書の作成

別途定める「東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり

9 審査

別途定める「東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり

10 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、速やかにすべての参加者に文書で通知する。

11 日程（予定）

令和7年1月10日（金）	募集開始
令和7年1月17日（金）	質疑書提出締め切り
令和7年1月24日（金）	質疑回答期限
令和7年1月31日（金）	参加申込書類一式提出締め切り
令和7年2月7日（金）	参加者資格結果通知
令和7年2月14日（金）	企画提案書提出締め切り
令和7年2月下旬	審査委員会（別途通知する）
令和7年2月下旬	審査結果通知

12 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（東洋町役場及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

13 その他

- (1) 参加申込後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の本町との他の案件での契約について不利益な取扱いをすることはない。

- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になることがある。
 - ①提出書類に不備があった場合もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続の過程で、東洋町暴力団排除条例第2条第1号に定める排除措置該当者に該当することが判明した場合

14 問い合わせ先

東洋町役場 総務課企画調整室

担当：廣田

TEL：0887-29-3111

FAX：0887-29-3813

E-mail：minoru-hirota @town.toyo.kochi.jp